

愛知県建設局・都市・交通局・建築局設計変更事務取扱要領

(目的)

第1 この要領は、別に定めるもののほか、設計内容の変更（以下、「設計変更」という。）及びこれに伴う契約変更の取扱いについて必要な事項を定め、もって事務の簡素化と合理化を図ることを目的とする。

(定義)

第2 設計変更とは愛知県財務規則第134条第1項の規定による「契約内容の変更」により元設計を変更することをいい、本要領第5の規定により、契約変更の手続きの前に当該設計変更をあらかじめ請負者に通知することを含むものとする。

(設計変更理由)

第3 設計変更は、愛知県公共工事請負契約約款、愛知県公共土木設計業務委託契約約款及び愛知県建築設計業務委託契約約款に規定する事項、又は、特に定めた契約条件に規定する事項に該当し、次に挙げる理由により元設計を変更する必要がある場合に行う。

(1) 発注後に発生した外的条件によるもの。

- ア 自然現象、その他不可抗力による場合
- イ 他事業及び施行条件等に関連する場合
- ウ 地元調整等の処理による場合
- エ 安全対策に基づく場合（交通誘導警備員、仮設工等）

(2) 発注時において確認困難な要因に基づくもの。

- ア 推定岩盤線の確認に基づく場合
- イ 地盤支持力の確認に基づく場合
- ウ 土質・地質の確認に基づく場合
- エ 地下埋設物の撤去等に基づく場合
- オ 建設リサイクル法等に基づく場合（数量、処理方法、処理場等の変更）
- キ 施工条件の明示項目の変更に基づく場合
- ク 測量・地質調査時等に判明が不可能な場合
- ケ 設計図書の不一致、誤謬、脱漏、不明確な表示、設計図書の施工条件と工事現場の不一致及びその他確認困難な要因による場合

(3) 事業の進捗を図るもの

2 前項の語句の定義

(1) 前項(1)イについて

「他事業」とは、他機関、公益事業者等の現に実施中、又は計画中の事業というものとする。

(2) 前項(1)ウについて、

円滑な事業実施上やむを得ない場合で、かつ、合理的なものでなければならない。

なお、「地元調査等」とは、地域住民の要望をはじめ、公安委員会等の他機関、公益事業者等の要望を含むものとする。

(3) 前項3(3)について

本項は、設計額と契約額との差額（いわゆる執行残）、又はやむを得ない理由により執行困難となった用地買収費、補償費等の経費を年度末近くにおいて別途に発注すべきいとまがない場合において、当該予算が計上された主旨に沿って既発注工事の事業的効果或は投資効果を促進するため、増工する場合等をいうものである。

なお、本項による増工が認められるのは、原則として継続事業であって、なおかつ既発注工事と工種・工法が基本的に異ならないものであること。

(設計変更による契約変更の範囲)

第4 設計変更により契約変更のできる範囲は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

(1) 設計変更による増加額が当初契約金額の30パーセント以内（別途発注することが妥当な場合を除く）の場合

ただし、30パーセントを超えるものであっても、現に施工中の工事と分離して施工することが著しく困難な場合については、契約変更することができるものとする。

なお、「30パーセント」という範囲は、契約変更が2回、3回と重なることがあっても、当初契約金額に対する各回毎の累計概算増減額がこの範囲を超えてはならない。

(2) 設計変更により現契約金額を減額する場合

(設計変更の手続)

第5 設計変更の通知はその必要が生じた都度、該当工事施工前までに知事又は所長が行わなければならない。

ただし、次に掲げる(1)から(3)のいずれかの条件を満たす設計変更は、当該

設計変更に係る工事施工後に行うことができるものとする。

- (1) 工事施工前に数量が定まらないもの。
- (2) 防災及び安全管理のため、緊急施工が必要なもの。
- (3) 請負者の責によらない事由で、設計変更を待つことができないもの（第三者への影響があるもの）。

2 知事又は所長は当該設計変更を設計変更通知書（別紙1（様式第35号））に整理し、請負者に対し通知しなければならない。

3 事前に愛知県公共工事請負契約約款第19条、愛知県公共土木設計業務委託契約約款第18条及び愛知県建築設計業務委託契約約款第19条に基づき請負者又は受注者から条件変更確認請求について別紙2（様式第1）で通知があった場合は、調査を行ったうえ調査結果を請負者又は受注者へ別紙2（様式第1）により回答するものとする。

（契約変更の手続）

第6 設計変更に伴う契約変更の手続きは、その必要が生じた場合に遅滞なく行うものとする。

ただし、次に掲げる（1）から（3）のいずれかの条件を満たす設計変更、又は（4）から（6）の条件を全て満たす軽微な変更（「軽微な変更等」と称す）は、当該変更に係る工事施工後に行うことができるものとする。

- (1) 工事施工前に数量が定まらないもの。
- (2) 防災及び安全管理のため、緊急施工が必要なもの。
- (3) 請負者の責によらない事由で、設計変更を待つことができないもの（第三者への影響があるもの）。
- (4) 工種（レベル2）（建築工事に当たっては、種目）の追加を伴わない変更。
- (5) 累積概算増減額が当初契約金額の20パーセント未満かつ6,000万円未満のもの。
- (6) 1種別（レベル3）（建築工事に当たっては、科目）の変更金額が3,000万円未満かつ30パーセント未満、もしくは900万円未満のもの。

2 契約変更に伴う変更予算執行書に添付する設計変更理由書には、本要領第3の「設計変更理由」に該当する項目を明記し、併せて具体的な理由を記述しなければならない（該当する事項が2以上となる場合も同様とする。）。

附則

この要領は、昭和 53 年 4 月 1 日から施行するものとする。

附則 （昭和 58 年 5 月 6 日 58 技第 125 号）

この要領は、昭和 58 年 5 月 15 日から施行するものとする。

附則 （平成 11 年 12 月 1 日 11 土管第 483 号）

この要領は、平成 11 年 12 月 1 日から施行するものとする。

附則 （平成 14 年 3 月 26 日 14 技第 125 号）

この要領は、平成 14 年 4 月 1 日から施行するものとする。

附則 （平成 16 年 10 月 28 日 16 建総第 575 号）

この要領は、平成 16 年 11 月 1 日から施行するものとする。

附則 （平成 22 年 2 月 2 日 21 建企第 506 号）

この要領は、平成 22 年 4 月 1 日から施行するものとする。

附則 （平成 23 年 2 月 1 日 22 建企第 588 号）

この要領は、平成 23 年 4 月 1 日から施行するものとする。

附則 （平成 28 年 3 月 4 日 27 建企第 518 号）

この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行するものとする。

附則 （令和元年 8 月 26 日 31 建企第 402 号）

この要領は、令和元年 10 月 1 日から施行するものとする。

附則 （令和 2 年 3 月 16 日 31 建企第 739 号）

この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から施行するものとする。

附則 （令和 3 年 3 月 19 日 2 建企第 557 号）

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行するものとする。

附則 （令和 7 年 1 月 22 日 6 建企第 456 号）

この要領は、令和 7 年 2 月 1 日から施行するものとする。